

# 千葉科学大学留学生別科規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、千葉科学大学（以下「本学」という）学則第73条第2項に規定された留学生別科（以下「別科」という）について定める。

第2条 別科は、本学または他の日本の大学に入学を希望する者で、大学における講義を理解するに足る日本語の能力に欠ける者に対し、日本語を教授し、併せて日本文化に関する理解を深めさせることを目的とする。

第3条 別科の修業年限は1年とする。

第4条 別科の学生定員は40名とする。

## 第2章 学年・学期及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
2 本学がその必要を認め、教育上支障がないときは、前項の学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させかつ修了させることができるものとする。

第6条 学年を、次の2学期に分ける。  
前学期 4月1日から9月23日まで  
後学期 9月24日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次の通りとする。  
(1) 日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
(3) 創立者の日 4月30日  
(4) 創立記念日 5月4日  
(5) 春期休業 4月1日から4月4日まで  
(6) 夏期休業 8月1日から9月23日まで  
(7) 冬期休業 12月18日から翌年1月7日まで  
(8) 学年末休業 3月4日から3月31日まで  
2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。  
3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第3章 授業科目・試験及び課程修了

第8条 授業科目の編成と単位数は別表1で定める。

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、講義及び演習については、毎週1時間15週をもって1単位とする。

第10条 各授業科目の修了の認定は試験及び平素の成績により決定し、100点をもって満点として、60点以上を合格とし所定の単位を与える。

第11条 別科に1年以上在学し、前条に規定する授業科目40単位以上修得した者には修了証書を授与する。

#### 第4章 学籍の取得及び喪失

第12条 入学期は、学年始めとする。ただし、第5条第2項による場合はこの限りではない。

第13条 別科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (2) 国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアなど、外国の大学入学資格を有する者で相当の年齢に達した者
- (3) その他相当の年齢に達し、本学において前第1号と同等以上の資格があると認められた者

第14条 入学を許可される者は所定の入学選考に合格した者でなければならない。

2 選考に関し、必要な事項はその都度これを定める。

第15条 入学志願者は、募集要項に定める書類に所定の入学検定料をそえて指定する期間内に提出しなければならない。

第16条 入学を許可された者は、保証人連署の所定の誓約書、写真と所定の入学金及び授業料をそえて指定する期間内に提出しなければならない。

第17条 保証人の身分、住所などに変更があった場合は、直ちに届け出なければならない。

2 保証人が死亡したとき、またはその他の理由によりその責任を果たすことができなくなったときは、直ちに新たに保証人を定めて保証書等、別に定める書類を提出しなければならない。

第18条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署の退学届を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第19条 別科の学生は2年を越えて在学することができない。

第20条 次の各号の一に該当する者は除籍とする。

- (1) 前条に定める在学年数を越えた者
- (2) 死亡または長期にわたり行方不明の者
- (3) 正当な理由がなく、授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、督促を受けても誠意なく納入しない者

#### 第5章 入学検定料、入学金及び授業料その他

第21条 本学の入学検定料、入学金及び授業料は別表2のとおりとする。

第22条 別科の学生は前条に定める入学金及び授業料（以下「納付金」という。）は別に定める規程により納入しなければならない。

2 家庭の事情その他特別の事由によって納付金を延納しなければならないときは、直ちに所定の手続きを経て、学長の許可を受けなければならない。

3 既納の納付金は、一切返還しない。

第23条 別科の学生は第21条に定めるもののほか、教材費用、宿舍関係費、その他の実費を支弁するために必要な額を予め納入するものとし、詳細は別に定める。

## 第6章 運営・組織

第24条 別科には別科長をおく。

第25条 別科の管理運営を適切、円滑かつ迅速に進めることを目的とし、留学生別科委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 学長補佐
- (2) 別科長
- (3) 別科教員
- (4) 大学事務局長
- (5) 大学事務局次長
- (6) 国際交流室長
- (7) 学務部長
- (8) 庶務部長
- (9) 経理部長
- (10) 入試広報室長
- (11) その他本委員会が必要と認めた者

3 委員会は留学生別科に係わる次の事項について審議する。

- (1) 教育の組織、施設、設備、内容、予算、その他教育に関する事項
- (2) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (3) 学生の表彰、懲戒及び身上に関する事項
- (4) 学生定員並びに学生納付金に関する事項
- (5) 学生の厚生、福祉等に関する事項
- (6) 別科規程並びに別科に係る諸規定に関する事項
- (7) その他別科に必要な事項

第26条 委員会に関する規程は、別に定める。

第27条 別科に関する事務は、国際交流室が行う。

第28条 この規程に定めるもののほか、別科に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年6月3日から施行する。

別表 1 (授業科目の区分と単位数)

授業科目区分	授業科目 (単位数)			
	日本語Ⅰ (文型・文法A)	(4)	日本語Ⅵ (読解A)	(2)
	日本語Ⅰ (文型・文法B)	(4)	日本語Ⅵ (読解B)	(2)
	日本語Ⅱ (聴解A)	(2)	日本語Ⅵ (読解C)	(2)
	日本語Ⅱ (聴解B)	(2)	日本語Ⅶ (試験対策A)	(4)
	日本語Ⅱ (聴解C)	(2)	日本語Ⅶ (試験対策B)	(4)
	日本語Ⅲ (会話A)	(2)	情報科学	(2)
	日本語Ⅲ (会話B)	(2)	総合学習	(2)
	日本語Ⅳ (漢字・語彙A)	(2)		
	日本語Ⅳ (漢字・語彙B)	(2)		
	日本語Ⅳ (漢字・語彙C)	(2)		
	日本語Ⅴ (作文A)	(2)		
	日本語Ⅴ (作文B)	(2)		

別表 2 (入学検定料・入学金及び授業料)

	入学検定料	入 学 金	授 業 料	
			前 期	後 期
留学生別科	20,000円	50,000円	300,000円	300,000円